

議案第 77 号

総社市事務分掌条例の一部改正について

総社市事務分掌条例（平成 17 年総社市条例第 6 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

令和 7 年度に実施する機構改革に伴い、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市事務分掌条例の一部を改正する条例

総社市事務分掌条例（平成 1 7 年総社市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
（設置） 第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市長直轄の組織（秘書に関する事項を分掌する組織）及び次の部を設ける。 総合政策部 総務部 <u>あたたか市民部</u> 文化スポーツ部 保健福祉部 産業部 建設部 環境水道部 （分掌）	（設置） 第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市長直轄の組織（秘書<u>並びに防災及び危機管理</u>に関する事項を分掌する組織）及び次の部を設ける。 総合政策部 総務部 <u>市民生活部</u> 文化スポーツ部 保健福祉部 産業部 建設部 環境水道部 （分掌）

改 正 後	改 正 前
第2条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。 総合政策部 (1)～(5) 略 <u>(6) ふるさと納税に関する事項</u> 総務部 (1)～(3) 略 <u>(4) 法令遵守及び研修に関する事項</u> <u>(5) 防災及び危機管理に関する事項</u> <u>(6) 略</u> <u>(7) 公有財産に関する事項</u> <u>(8) 略</u> <u>(9) 略</u> あたたか市民部 <u>(1) 総合窓口に関する事項</u> <u>(2) 住民基本台帳及び戸籍に関する事項</u> <u>(3) 旅券の発給に関する事項</u> <u>(4) 国民健康保険及び後期高齢者医療に関する事項</u> <u>(5) 年金に関する事項</u> <u>(6) 略</u> <u>(7) 略</u> <u>(8) 略</u> <u>(9) 略</u> <u>(10) 略</u> <u>(11) 略</u> <u>(12) 情報化に関する事項</u> 文化スポーツ部 略 保健福祉部 (1) 略	第2条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。 総合政策部 (1)～(5) 略 <u>(6) 情報化に関する事項</u> 総務部 (1)～(3) 略 <u>(4) 略</u> <u>(5) 略</u> <u>(6) 法令遵守及び研修に関する事項</u> <u>(7) 略</u> 市民生活部 <u>(1) 略</u> <u>(2) 略</u> <u>(3) 略</u> <u>(4) 略</u> <u>(5) 略</u> <u>(6) 略</u> <u>(7) 住民基本台帳及び戸籍に関する事項</u> <u>(8) 旅券の発給に関する事項</u> 文化スポーツ部 略 保健福祉部 (1) 略 <u>(2) 国民健康保険及び後期高齢者医療に関する事項</u>

改 正 後	改 正 前
<u>(2)</u> 略 <u>(3)</u> 略 <u>(4)</u> 略 産業部～環境水道部 略	<u>(3)</u> <u>年金に関する事項</u> <u>(4)</u> 略 <u>(5)</u> 略 <u>(6)</u> 略 産業部～環境水道部 略

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(総社市まちづくり協議会条例の一部改正)
- 総社市まちづくり協議会条例（平成 1 7 年総社市条例第 2 2 5 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第 7 条 協議会の庶務は、 <u>あたたか市民部</u> において行う。	(庶務) 第 7 条 協議会の庶務は、 <u>市民生活部</u> において行う。

(総社市市民提案型事業審議会条例の一部改正)

- 総社市市民提案型事業審議会条例（平成 2 5 年総社市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第 8 条 審議会の庶務は、 <u>あたたか市民部</u> において処理する。	(庶務) 第 8 条 審議会の庶務は、 <u>市民生活部</u> において処理する。

(総社市吉備線整備方針等検討委員会設置条例の一部改正)

- 総社市吉備線整備方針等検討委員会設置条例（平成 2 6 年総社市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。）を削る。

改 正 後	改 正 前
附 則 (施行期日) 1 略 (招集の特例) <u>2</u> 略	附 則 (施行期日 <u>等</u>) 1 略 (<u>経過措置</u>) <u>2</u> <u>平成26年度に限り、第8条中「市民生活部」とあるのは「市民環境部」と読み替えるものとする。</u> (招集の特例) <u>3</u> 略